

KELVIN CHIA YANGON

LOCAL KNOW-HOW WITH INTERNATIONAL EXPERTISE

Issue No. 29 | July 2016



ケルビン・チア・ヤンゴン法律事務所 (KCY) は、1995年にミャンマーでの事業活動を開始しました。現在はヤンゴン及びマンダレーにオフィスを構えております。ミャンマーの商取引分野における法律及び規制は、常に急速に変化しています。KCYは、広範な経験と知識を活かし、ミャンマービジネス法務の分野において、最適な選択肢であり続けます。

Level 8A

Union Financial Center (UFC) |
Corner of Mahabandoola Road and
Thein Phyu Road |
Botahtaung Township | Yangon,
Myanmar

Unit S-1

No. 1 Sedona Hotel |
Junction of 26th Street & 66th Street |
Chan Aye Tharzan Township |
Mandalay, Myanmar

csg@kcyangon.com

www.kcyangon.com

Tel /Fax (951) 8610348

Fax: (951) 8610349

ミャンマー国民とのジョイント・ベンチャーを営む外国人は、建設資材の取引が認められることとなった

2016年7月7日、商業省 (Ministry of Commerce) は、2016年通知第56号 (「本通知」) を公布した。本通知により、外国人はミャンマー国民とのジョイント・ベンチャーにより、建設資材を取引することが認められることとなった。

2015年11月11日、商業省は、2015年通知第96号 (「96号通知」) を公布した。96号通知は、長く続いていた商業 (trading) に対する規制を、ミャンマー国民とのジョイント・ベンチャーを営む外国人について緩和するものであった。96号通知で取引が認められた商品は、(a) 肥料 (b) 種子 (c) 殺虫剤 (d) 病院設備であった。

本通知が交付されたことによって、外国人は、ミャンマー国民とのジョイント・ベンチャーにより、建設資材 (construction materials) の小売り及び卸売りを営むことができるようになった。ただし、以下の条件に従う必要がある。

1. ジョイント・ベンチャー会社が、商業 (trading) を営むことができる会社として、法的に設立されていること
2. 商業が認められるジョイント・ベンチャー会社の出資比率は、会社登記の際に認められたものと同一比率を維持すること
3. ミャンマー国内に適法に持ち込まれた外国通貨 (すなわち、ライセンスのある国内及び外国金融機関を通じた取引によって持ち込まれたもの) のみが商業に使用されること
4. ジョイント・ベンチャー会社は、商業省から輸出入登録証を取得すること
5. 輸入された建設資材は、関係省庁により定められた基準及び仕様を満たすこと

本通知は、建設資材の用語の範囲について、特段の説明を行っていない。また、建設作業に組み込まれるであろう設備、機材及び部品などが「資材」に当たり、ジョイントベンチャーにより商業が認められる商品に該当するかどうかについても、言及されていない。外国人に対して、建設資材の取引を認めるに際し、本通知はその理由について、「外国投資家の数が増加し、また国内の建設会社がより良い質の資材を使用できるようにするため」と説明している。これは、その他の商品に関する商業が、市場の需要や政府の方針に応じて、将来的に認められるであろうことを示唆しているといえる。また、本通知の中において、「ジョイント・ベンチャー会社により取引が認められる商品は、国内の需要、市場、及び国内投資家の状況に応じて、変更・修正されうる」と定められていることから伺えるであろう。